

## ■委員長報告概要■

|                             |   |            |
|-----------------------------|---|------------|
|                             |   | 令和3年12月定例会 |
|                             |   | 総務文教常任委員会  |
| 議 案 件 名                     | 議案第 100 号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について   |            |
| 概 要                         | <p>人事院勧告に準じて職員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、年間の期末勤勉手当を4.45月から4.30月とするもの。今年度は6月期に2.225月を支給済みのため、12月期を2.225月から2.075月に引き下げる。これによる今年度の影響額は約3,600万円の減少。</p> <p>令和4年度以降は、6月期と12月期の支給月数を共に2.15月とする。</p>        |            |
| 論点又は質疑<br>によって明らか<br>になった事項 | <p>*「宇部・山陽小野田消防組合はどうなるのか」との質問に「今回、条例改正は提出されていない」との答弁。</p> <p>*「今年度は4.30月と勧告されたが、民間との差はどれくらいか」との問いに「民間の平均は4.32月である。本市は0.05月単位で調整するので、4.30月」との答弁。</p> <p>*「民間の定義とは」との質問に「従業員50人以上の会社である」との答弁。</p> |            |
| 討 論                         | 討論なし  |            |
| 結 果                         | 全員賛成で可決   |            |

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 議 案 件 名                     | 議案第 101 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |  |
| 概 要                         | <p>職員と同様に期末手当を0.15月分引き下げ、年間の期末手当を4.45月から4.30月とするもの。今年度は6月期に2.225月を支給済みのため、12月期を2.225月から2.075月に引き下げる。これによる今年度の影響額は約60万円の減少。</p> <p>令和4年度以降は、6月期と12月期の支給月数を共に2.15月とする。</p> |  |
| 論点又は質疑<br>によって明らか<br>になった事項 | *特になし  |  |
| 討 論                         | 討論なし   |  |
| 結 果                         | 全員賛成で可決  |  |

## ■委員長報告概要■

|                     |  | 令和3年12月定例会 |
|---------------------|--|------------|
|                     |  | 総務文教常任委員会  |
| 議案件名                | 議案第102号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  |            |
| 概要                  | <p>市議会議員の期末手当については、国会議員に準じて改正しており、支給月数を0.1月分引き下げ、年間3.25月とするもの。今年度は6月期に1.675月を支給済みのため、12月期を1.675月から1.575月に引き下げる。これによる今年度の影響額は約90万円の減少。</p> <p>令和4年度以降は、6月期と12月期の支給月数を共に1.625月とする。</p> |            |
| 論点又は質疑によって明らかになった事項 | * 「議員はなぜ0.1月の引き下げなのか」との質問に「国会議員の引き下げに合わせている」との答弁。  |            |
| 討論                  | 討論なし   |            |
| 結果                  | 全員賛成で可決  |            |

## ■ 委員長報告概要 ■

|                             |  | 令和 3 年 12 月 定例会 |
|-----------------------------|--|-----------------|
|                             |  | 一般会計予算決算常任委員会   |
| 議 案 件 名                     | 議案第 99 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 14 回）について   |                 |
| 概 要                         | 今回の補正は、国の経済対策において、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長等が示されたことに伴い、これに対応するための経費を追加するもので、歳入歳出それぞれ 5 億 3,286 万 2,000 円増額し、予算総額を 316 億 3,219 万円とするもの   |                 |
| 論点又は質疑<br>によって明らか<br>になった事項 | <p>* 【子育て世帯への臨時特別給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童…平成 15 年 4 月 2 日～令和 4 年 3 月 31 日生まれ</li> <li>・対象児童数…9,080 人を見込む</li> <li>・支給額…児童一人当たり 5 万円</li> <li>・予算額…4 億 6,066 万 2,000 円（国庫負担 10/10）</li> </ul> <p>* 【新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請期限…令和 4 年 3 月末（令和 3 年 11 月末から延長）</li> <li>・再支給の実施…最大 3 か月分の再支給が可能</li> <li>・対象拡大…令和 4 年 1 月以降、初回分を借り終わった一定の困窮世帯も対象に</li> <li>・支給世帯…300 世帯を見込む</li> <li>・予算額…7,220 万円（国庫負担 10/10）</li> <li>・対象者への通知は、県社協からの情報提供に基づいて行う</li> </ul> |                 |
| 討 論                         | なし   |                 |
| 結 果                         | 全員賛成で可決  |                 |